

会 議 録 (要旨)

会 議 名	第5回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会
開 催 日 時	平成22年10月14日(木) 午後3時30分～午後5時45分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及び欠席者	出席者：柳沢厚委員長、石塚典久副委員長、松本昭委員、森反章夫委員、 竹沢えり子委員、高山充則委員、栗原秀夫委員、山崎泰大委員 欠席者：加藤欽司委員
議 題	1 会議録の承認について 2 まちづくり条例に規定すべき事項の詳細について 3 会議の日程について 4 その他
結 論	議題1について 後日送付する「会議録(案)」について、指摘事項がある場合は、指定の 期限までに事務局に連絡することとする。 議題2について 今回の議論を踏まえて、報告書(案)として取りまとめたものについて、 次回、議論する。 議題3について 第6回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成2 2年11月4日(木) 午後1時00分からとする。 議題4について 案件なし。
審 議 経 過 (○：委員 ●：事務局)	議題1 会議録の承認について ● 事務局(石井課長) 資料5-1「会議録(案)」については作成が間に合っていないた め、後日送付したものについて、指摘事項等がある場合は送付から一 週間以内に事務局に連絡することとしたい。 前回の会議内容については、資料5-2「第4回策定委員会におけ る主な指摘事項と対応・方針」によって説明する。 ○ 柳沢委員長 返答の期限を添えて送付すること。 ● 事務局(西山) 資料5-2「第4回策定委員会における主な指摘事項と対応・方針」 により説明 —— 説明省略 —— ○ 柳沢委員長 主なものは議題2において再度議論することになると思うが、現時 点で意見はあるか。

- (特に意見なし)

議題2 まちづくり条例に規定すべき事項の詳細について

- 事務局(西山)

資料5-3「条例規定事項の説明」により、資料3-4からの変更点を中心に説明

—— 説明省略 ——

- 柳沢委員長

まず、16ページまでの内容について、意見はあるか。

- 森反委員

住民等という言葉と市民等という言葉がよく出てくる。住民等はわかりやすいが、市民等の参画を得るとはどのように行うのか。まちづくり条例に基づく市民の委員会を立ち上げて、意見を聴くことによつて行うのか。

- 事務局(市川部長)

新青梅街道沿道地区まちづくりを例とすると、住民等として新青梅街道沿道地区内の人を協議会の中心とするが、新青梅街道にかかわりのある新青梅街道沿道地区外の市民にも参加してもらいながら、まちづくりを検討していくことを考えており、別の組織を立ち上げるという意味ではない。

- 柳沢委員長

住民等と市民等について、言葉の定義をすと思うが、その違いはどうかという質問と、参画を得るということは、具体的にはどのようなことかという質問である。

- 事務局(西山)

住民等の意味については、すべて資料上に表記した。市民等については、一般的な市民という意味である。参画を得るということについては、まちづくり協議会において、公募により集めた市民と一緒に討議していくようなことを考えている。

- 柳沢委員長

全体の主旨のように参画を得ると書いてあるが、市民のかかわり方について、条例の中にある程度具体的に書くのか。

- 事務局(西山)

まちづくり協議会の構成員を、たとえば有識者、住民等、公募市民からそれぞれ何人というような形で、明示することは考えている。

- 森反委員

まちづくり計画では具体的な土地利用のあり方についてどこまで踏み込むのか。都市計画マスタープランのようなレベルで新青梅街道沿道についての方針を決めて、それに即して、住民が協議会の中で自分

たちを規制する土地利用の仕方を決めていくというような段取りとなるのか。

● 事務局（市川部長）

都市計画マスタープランの内容を、当該エリアについて、より具体的な内容に落とし込むというイメージで考えている。

● 事務局（石井課長）

市が提案する計画を押し付けるということではなく、まちづくり協議会においてまちづくりの考え方を示してもらった上で、都市計画マスタープラン等に合うような形で計画を策定するというようなことで考えている。

○ 柳沢委員長

都市計画マスタープランに基本的な方針は書かれていると思うが、より具体的な内容はまちづくり協議会で詰めていってもらいたいということを、都市計画マスタープランやこの条例に書くことになるのだろう。

○ 森反委員

アイデアはよいと思うが、新青梅街道沿道の地権者である住民等のアイデアと、実際に利用する側である市民等のアイデアはぶつかりやすいと思うが、そこはどのようにしていくのか。議論を重ねることであればそのとおりだと思うが、構成比はどのように考えているのか。

● 事務局（市川部長）

構成比まではまだ考えていないが、新青梅街道沿道の区域内の人だけで、自分たちの利益だけを追求するような議論になってもいけないし、区域外の人だけで、区域内の人のことを無視して議論されても困る。その辺りのバランスを考えて決めていく。

● 事務局（石井課長）

有識者も入ると思うが、相互の意見を上手く取りまとめながら、議論していきたいと考えている。

○ 柳沢委員長

最終的に計画を決定するのは協議会なのか、それとも市長なのか。国分寺市ではどうなっているか。

○ 松本委員

基本的には市である。今までは、まちづくり協議会が計画をつくり、その内容について市と協定を結ぶことにより、市が計画を尊重するように行政指導を行うという形もあったが、行政機関が責任を持ってやるべきことについては、まちづくり協議会から上がってきた計画を市のものとして決定して、市とまちづくり協議会が一緒になって推進するという形の方が、収まりがよいと思う。

○ 柳沢委員長

そのようなイメージか。

● 事務局（石井課長）

そのようなイメージである。

○ 柳沢委員長

それでは、その辺りはもう少し明確に書いた方がよい。

○ 松本委員

最初に用語の定義をすると思うが、市民とは、住んでいる人と税金を払っている人のことである。一方、市民等の等の部分は、税金は払っていないけど市内に通勤通学しているとか、そういった人たちが等の部分に当たると思う。たとえば、この条例ができて、審議会の委員を公募するときに、公募というのは市民なのか、あるいは市民等なのかというのは、市によって考え方が違う。税金を払っている人を優先するという考え方もあれば、空間にかかわっているのだから一緒であるという考え方もある。そこは市の姿勢を問われる部分であるので、考え方を議論しておく必要があると思う。

● 事務局（石井課長）

現在の案では、住民等の中に事業を営む人も含めており、市民等の中にも入れるものと考えているが、今後住み分けを考えていく。

○ 柳沢委員長

条文化の際に、今の話がまた出てくると思うので、そのような課題があるということ踏まえて、今後、議論するべきである。

7ページのテーマ型まちづくり方策について、(3)の提案の要件として、関係する市民等に十分な説明及び意見聴取を行っていることとあるが、具体的にはどのようなものをイメージしているのか。

● 事務局（西山）

説明会や、小さいエリアであれば個別訪問による説明も想定している。同意を求めるということではなく、説明を行っていればよいということ考えており、説明の実施について報告してもらうことで審査することになるかと思う。

○ 松本委員

ハードルを高くしないということがポイントである。後は、まちづくり方策という言葉について、方策という言葉は今回初めて出てきたと思うが、この言葉の意味が議論のポイントになると思う。

● 事務局（市川部長）

地区まちづくり計画とは違い、緑を増やそうとか、みんなで防犯灯をつけようといったものは、提案型のものだということで、方策という言葉を使った。

○ 柳沢委員長

自分たちがやりたいことを含むということがポイントで、あるテーマ

マを実現するために、市に実行してもらおう政策提案の部分と、自らが実行する部分の両方がある。そのようなときに、方策という言葉が適切かどうか。

● 事務局（市川部長）

計画ではないだろうということで他の言葉を探したが、他に適切な言葉が見つからず、方策という言葉を使った。

○ 竹沢委員

先ほどの（３）の提案の要件の説明について、意見聴取や説明というものは、協議会が市にもってくる事前に、関係者に説明を行っておくということか。それとも、その時点で市が説明会や提案を手伝うということか。

● 事務局（市川部長）

（３）の時点では、市は入っていない。

○ 竹沢委員

ということは、市にもってきたときには既に自分たちで説明をして、関係者の理解をある程度得ているというイメージか。

● 事務局（市川部長）

（３）は、３人集まって市に話を持ってきただけということではなくて、関係者に話をして、一通りの意見を聴いてから提案してもらいたいということである。すべての関係者の同意をもらってくるということまでは考えていない。

○ 柳沢委員長

条例にどこまで詳しく書くかは別として、実質的にどの程度ということは、考えを整理しておいた方がよい。

それから、（６）に提案の内容を市の施策に反映するとあるが、もうひとつ、提案した側が自ら行おうとすることについて、必要に応じて市が支援するという規定も必要ではないか。

● 事務局（西山）

テーマ型まちづくり協議会に対する支援という部分では考えている。

○ 柳沢委員長

それは、提案するまでの支援だと思うが、提案がまとまった後、具体的に活動していこうというときについても、支援する必要があるのではないか。予算との兼ね合いもあると思うが。

● 事務局（市川部長）

市が必要と判断した場合は支援できるというようなことか。

○ 柳沢委員長

そうである。支援できる、でよいと思う。

○ 森反委員

そのような規定がないと張り合いがない。市の施策に反映するだけでは、単なる施策提案になってしまう。

● 事務局（市川部長）

この制度は、こういうふうにしていこうという提案について、市民が自ら実行して行ってほしいということがメインである。しかし、市の施策としてやるべきこともあるだろうから、そのような場合は市の施策に反映すると。ただし、今の意見は、たとえば、木を植えようというときは、市が植える木を用意するとか、そういった支援ができないかという話だと思うが、内容と予算の関係も含めて検討する。

○ 柳沢委員長

そのような規定がないと、市の施策に反映することがないような提案については、採用しても何もないということになる。

○ 松本委員

どのような場合に、どのような支援をするのかということの基本原則を、条例に書かないと見えてこないと思うが、そこは、別の機会に、総則の話と合わせて議論することになるかと思う。

○ 栗原委員

16ページの生産緑地の保全について、農家が少なくなる理由として、儲からないということと、儲からないから人手を掛けられず、畑を維持できないということがある。そこで、ボランティアを登録しておいて、どこかの農家で人手が足りないときに、市に依頼すれば派遣してもらえらるような、援農ボランティアのような制度があると農家は助かる。もっと言うと、市場に売るほどではない小規模農家が野菜をお金に換えられるような制度があると、より活性化を図れると思うが、援農ボランティアであれば、それほど難しい制度ではないので、検討してもらいたい。

● 事務局（石井課長）

細かいことはまだ決まっていないが、園芸指導補助員という形で登録制を取りたいとは思っている。

○ 柳沢委員長

今の話は、農作業の知識はないが時間があるので手伝えるよという人が、農家の人の依頼に応じて手伝いに来てくれるという話だから、大分意味合いが違う。

● 事務局（石井課長）

体験型農園の話ではないのか。

○ 柳沢委員長

体験型農園ではない、その手前の話である。

任意で行っているところはあると思う。検討の余地があるのではないか。

- 高山委員
人手が足りないのは確かなので、農業者の力になってくれるアルバイトのようなものについて、あるいはそのようなものに対する支援を考えていかなければならないと思っている。
- 柳沢委員長
他の自治体で実施しているところはあるか。
- 高山委員
農業法人、ボランティア、NPO といったところが実施していると思う。農地が減少するのは、人手が足りない、世代をまたげないということなので、補助員といったものは本当に必要なことだと思う。
- 事務局（市川部長）
体験型の場合は、農作業を行いたい市民に農業者が指導し、指導しきれない部分は補助員が指導するという制度を考えているが、そうではなくて、直接ボランティアが農作業の手伝いに入るといふことか。
- 高山委員
そうである。
- 栗原委員
どのような制度かは知らないが、東大和市の農家の人から、援農ボランティアの人に収穫を手伝ってもらったという話を聞いたことがある。
- 事務局（市川部長）
そうすると、この体験型農園のしくみの方が複雑かもしれない。
- 柳沢委員長
このしくみは消さなくてよい。
- 栗原委員
掲示板のようなものに、農業者が、収穫があるので手伝える人いませんかと書いて、それを土いじりに興味のある人が見て、遊びがてら手伝うというようなことができる、活気が出てくると思う。
- 竹沢委員
自分の農園を持つまではいかないが、土いじりはしたいという人はいるのではないか。
- 事務局（石井課長）
当初はそのようなイメージでいたが、生産緑地がかかると難しいところがある。
- 柳沢委員長
その辺りについては関係課と議論すること。面白い制度だと思う。12ページと13ページは項目を分けた方がよいのではないか。
- 事務局（西山）
新青梅街道沿道地区と推進地区の関係のようにした方がよいという

ことか。

○ 柳沢委員長

そうである。

17ページ以降について、意見はあるか。

○ 石塚副委員長

たとえば、3,000㎡以上の開発事業の場合、事業区域面積の6%以上の公園を設置するだけでよいのか。それとも、6%の公園の設置と、6%の緑化の両方しなければいけないのか。

● 事務局（乙幡主査）

6%というのは全体のことで、一般的には公園3%と緑地3%で合計6%となる。

○ 石塚副委員長

公園を6%ということではないのか。

● 事務局（乙幡主査）

今の話は一般的な話で、公園を6%でもよい。

○ 松本委員

緑化というのは要するに木を植えるスペース。一方公園は、つくったものを市にプレゼントする、公共施設である。

○ 柳沢委員長

6%を外に出して、中にも6%という意味でよいか。

● 事務局（西山）

公園等と緑化は重複しないように設定したつもりである。3,000㎡以上の開発行為は公園等の設置、未満は緑化と。

○ 柳沢委員長

公園等の設置と緑化の両方を要求することはないということか。

● 事務局（西山）

そうである。

○ 松本委員

公園は、規模の大きい事業については公共施設として提供してくださいというもので、緑化は、大小にかかわらず敷地の中に木を植えてくださいというものである。

3,000㎡以上で、公園を設置した場合は、そこ以外は木を一本も植えなくてよいということなのか。そういうことではないと思うが。

● 事務局（乙幡主査）

現行の宅地開発等指導要綱と同じ内容である。

● 事務局（市川部長）

大きな土地を分譲するような開発が多いが、110㎡ずつに分譲したあとに、個々の宅地ごとに何%ずつと、さらに緑化を求めることは難しいと思うがどうか。

- 松本委員
集合住宅は想定していないのか。
- 事務局（市川部長）
集合住宅は緑化ということで、公園の提供は考えていない。
- 松本委員
集合住宅であっても、3,000㎡以上で、開発行為となる場合がある。そのような場合に、公共施設の設置だけでよいのか。
- 柳沢委員長
一戸建ての分譲については、公園等を別に設ければよいという考え方か。
- 松本委員
一戸建てであっても、生垣緑化や植樹程度は必要かと思う。
- 柳沢委員長
現行の宅地開発等指導要綱の内容と、まちづくり条例の内容は、必ずしも同じである必要はない。
- 事務局（石井課長）
集合住宅については、確かに、公園を6%設置した場合、緑化が足りないということになってしまう。
- 柳沢委員長
一戸建ての場合についても、緑化の努力のようなものは考えられる。
- 事務局（市川部長）
開発の場合、宅地を造成する人と、家を建てる人が異なる。
- 柳沢委員長
条件付きで売却することを求めればよい。軽い条件であれば十分可能である。
- 事務局（市川部長）
最低敷地である115㎡の人に、緑化を義務付けるということか。
- 柳沢委員長
計画的に開発する場合に、開発する個々の宅地についても、条件をつけるかどうかということである。最近の条例ではそのようなものも増えてきているかもしれない。検討すること。
- 事務局（市川部長）
他の委員も同じ意見か。
- 松本委員
一戸建ての場合、細かい要求は難しいが、最低でも道路に面する部分は生垣にしてくださいということで、生垣の図面を書いて開発の許可を取ってもらい、その後、売却する際に、生垣にすることを買う人に伝えてもらうというのが今のやり方である。
- 柳沢委員長

公園等の設置と緑化の重複具合をどのように整理するのかということと、一戸建ての場合の緑化の取扱いの2点を検討課題とする。

○ 石塚副委員長

埋蔵文化財の関係や集合住宅の管理のような、宅地開発等指導要綱に規定されているが、条例に定める内容には載せられていない内容はどのように取り扱うのか。

● 事務局（乙幡主査）

合理的でない部分を除き、基本的には宅地開発等指導要綱の内容を条例に移行するものと考えている。

○ 山崎委員

文化財保護法で届出が義務付けられていないのか。

● 事務局（指田主査）

文化財保護法により、埋蔵文化財を発見した場合は届出などを行う必要が出てくる。

○ 松本委員

文化財保護法は協議となるが、宅地開発等指導要綱については行政指導ということで、かなりきつめに書いてある。そのきつめの部分をどの程度条例化するのかということが重要である。

○ 柳沢委員長

吟味した上で、意図的に外したのかということだが、集合住宅の管理の話も含めてもう一度検討すること。

● 事務局（市川部長）

宅地開発等指導要綱については、行政指導ということで盛り込んでいる内容もある。条例に持ち込む場合は、その妥当性が問われるため、移行する内容について個別に判断する必要がある。

○ 石塚副委員長

すべて条例に移行するわけではないと思っているが、移行しなかった部分については指導しないのか。

● 事務局（市川部長）

宅地開発等指導要綱の、移行しなかった部分を残すことはできないかということか。

○ 石塚副委員長

開発の指導要綱と条例を併用しているところもある。条例化の際に削った内容については、やらなくてよいという解釈になってしまうのではないか。

● 事務局（市川部長）

基本的には、条例化した後は条例だけにしたいと思っているが、条例に移行できない内容の取扱いをどうするのかということか。

○ 石塚副委員長

そうである。

- 柳沢委員長
それは検討課題とする。
- 松本委員
開発事業の範囲のスポーツレクリエーション施設というのは、具体的にはどのような施設を想定しているか。
- 事務局（西山）
たとえば、サッカー場やフットサル場である。
- 事務局（石井課長）
建築物が主ではないが、そのような施設の場合は人が集まるだろうという考えである。
- 柳沢委員長
駐車場はどのようなものを想定しているか。
- 事務局（石井課長）
駐車場業となるようなものを想定し、通路の分も含めると1台当たり25㎡ということで、1,000㎡となる駐車台数40台以上のものを適用の範囲とした。建築物の有無は問わず、40台以上入るものであればすべて該当となる。
- 森反委員
少し緩いのではないか。
- 事務局（石井課長）
本市においては、大きな土地の持ち主が多いが、税金対策等で空いている土地を一時的に駐車場として使うようなものを、開発事業とすることは不相当と考え、40台以上を適用の範囲とした。
- 松本委員
20ページの一覧表について、2点ほど指摘する。
キの交通安全施設について、資料では開発行為の場合だけ適用することとなっているが、自動車の出入り等で周辺に迷惑がかかるような開発事業については、カーブミラー等の設置を、開発区域の周辺であっても、指導できるようにしておいた方がよいのではないか。
もう1点は、たとえば、歩道がないところにスーパーマーケットやマンションを建築するとき、歩道状の公開空地をつくって、誰でも通行できるようにするということが多い。開発事業者からすると、土地は取られないし、容積率の対象になるので、協力しやすく、商品価値も高まる。武蔵村山市は歩道が十分に整備されているので必要ないということであれば、検討してみてはどうか。
- 事務局（石井課長）
1点目について、開発行為の場合、出口等については、現在もカーブミラー等の設置を指導している。他の開発事業の場合にどうするか

については検討する。

- 柳沢委員長
公開空地についてはどうか。
- 松本委員
幅1mというように規定している自治体もある。そこまで規定しないのであれば、必要に応じて設置をお願いできるようにしておいた方がよい。他の自治体でも規定しているところがあるので、研究してみてもどうか。
- 事務局（市川部長）
大規模開発事業の場合ということになるのか。
- 松本委員
それと、スーパーマーケットのようなものも多い。
- 事務局（市川部長）
規模の小さいものであれば、駐車場を広く取りたいと思うのではないか。
- 松本委員
歩行者の安全という地元の利益と、客を集めるために駐車場を広くつくりたいという店の利益は相反するが、行政の利益とは地元の利益であると考え、少しセットバックしてもらおうとか、木を植えてもらおうというようなことは必要である。検討してみてもどうか。
- 柳沢委員長
交通施設と同じような表現がよいかもしれない。事務局で検討すること。
- 竹沢委員
中高層建築物には、廃棄物の保管場所とか表示板の設置は必要ないのか。
- 事務局（石井課長）
集合住宅の要件に該当すれば、必要となる。
- 竹沢委員
該当しない、雑居ビルのようなものは想定されないのか。
- 事務局（乙幡主査）
廃棄物保管場所は、住宅から出るゴミを想定している。
- 竹沢委員
事業系のゴミの管理については、規定しないのか。
- 柳沢委員長
銀座ではどのようにしているのか。
- 竹沢委員
保管場所ではなく、出すルールを決めている。
- 事務局（市川部長）

事業系のゴミが歩道に置かれてしまったりしないように、敷地内に置いてもらうということか。

○ 竹沢委員

そうである。

○ 柳沢委員長

竹沢委員の話では、銀座では、ゴミの出し方を決めて、深夜のある時刻に出すという形を取っているとのことである。武蔵村山市ではどのように対応するのか、検討する必要があるのではないかという意見である。

○ 竹沢委員

表示板の設置についてはどうか。

○ 柳沢委員長

雑居ビルの場合についても、連絡先などがわかりにくくて問題となるようであれば、表示板を設置するよう指導した方がよいのではないかということだが、問題となっているところはあるか。

● 事務局（市川部長）

目立って問題となっている場所はない。

○ 竹沢委員

モノレールの駅ができたあと、商業施設や雑居ビルが増えるとか、今後、そのような問題が起こる可能性もあるのではないか。

○ 柳沢委員長

検討すること。

17ページに開発事業の手続が書いてあるが、市による適合通知書の交付がなければ着工できないということになるのか。

● 事務局（西山）

そのような規定を設ける予定である。

○ 柳沢委員長

19ページに、開発事業は景観重点基準等に適合しなければならないとある。一方、12ページ、13ページでは、勧告までとなっている。この関係はどのように考えているのか。

● 事務局（石井課長）

開発事業については、景観重点基準等に、すべて適合してもらうものと考えている。

○ 柳沢委員長

18ページの道路の規定について、接続道路の幅員が6m、9mとあるが、どのような場合は6mで、どのような場合が9mなのか。

● 事務局（石井課長）

住宅は6m、非住宅は9mということである。

○ 柳沢委員長

非住宅の場合は幅員が9 mの道路に接していなくてはならないということか。

○ 松本委員

中心から4 m 5 0 後退しなくてはならないということである。

○ 柳沢委員長

それもひとつの考え方だとは思いますが、交通量の増加などを問題とすると、目の前だけ下がればよいというのは変ではないか。

● 事務局（市川部長）

本来は道路全体が広がるのが望ましいとは思いますが、そこまでは難しいということで、前だけは空けておいてもらうということである。

○ 柳沢委員長

影響の大きいものについては、幅員が9 mの道路に接していなくてはならないという規定があってもよいのではないか。

● 事務局（市川部長）

たとえば、工場は幅員が9 mの道路に接しているべきだから、9 mの道路に接していないとつくらせないということだと思うが、現実的には難しいのではないか。

○ 柳沢委員長

9 mが無理であれば6 mにするとか。要するに、目標と実際の基準がずれているのではないかということである。

● 事務局（石井課長）

この基準は、東京都の開発許可基準を元にしたものである。

○ 松本委員

東京都の場合、たとえば、前面道路の幅員が一定以上ないと高い建物はできないというような規定が、建築安全条例にある。

○ 柳沢委員長

建築安全条例で道路について制限しているが、それは建物がある場合だけである。墓地やスポーツ施設等についても、建築安全条例のような規定を考えてみてはどうかということである。例外的な措置はあってもよいとは思いますが。

● 事務局（市川部長）

宅地開発等指導要綱の条例化に当たり、どの程度基準を厳しくするのか、難しいところである。厳しい方が理想的なまちづくりを行える反面、土地利用が難しくなってしまう可能性もある。

○ 柳沢委員長

厳しすぎはよくないと思うが、バランスの問題である。

○ 森反委員

2 3 ページの届出事項について、周辺住民への周知方法も届け出るということか。

- 事務局（西山）
そうである。
- 森反委員
届出を受けて、市が周知方法について助言を行うということか。
- 柳沢委員長
全体についての助言だと思うがどうか。
- 松本委員
タイトルが抜けているのではないか。（２）の届出事項の下に（３）で市長の助言という言葉が入って、周辺住民等への周知が（４）になるということによいのではないか。
- 事務局（石井課長）
そのように修正する。
- 柳沢委員長
資料５－６以降については次回とする。

議題３ 会議の日程について

- 事務局（西山）
次回、第６回武蔵村山市まちづくり条例策定委員会の日程については、平成２２年１１月４日（木）午後１時からということで提案する。
- 柳沢委員長
よろしいか。
- 委員一同
了解

議題４ その他

- 竹沢委員
市報のまちづくり条例に関する記事について、市民から何か反応はあったか。それから、今後の広報予定はどのようになっているか。
- 事務局（石井課長）
現在のところ、意見は一件もない。今後の予定については、可能であれば、１２月中にもう一度市報等で広報し、その後パブリックコメントの実施ということで考えている。
- 竹沢委員
説明会のようなものは行ってはどうか。
- 事務局（石井課長）
条例の説明会であっても、なかなか人が集まらない現状もあるため、説明会は考えていない。
- 竹沢委員
商工会や建築士会その他業種団体などに出向いて、時間をもらって

	<p>話すというようなことをしてはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事務局（石井課長） 時間的に厳しい状況もあり、考えていない。 ○ 石塚副委員長 自治基本条例をつくったときに、何度か説明会を開催していたので、参加したところ、平均2、3人しか出席していなかった。 ○ 柳沢委員長 団体を通じて流すという選択肢はあると思う。 <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

会議の公開 ・非公開の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 ()	傍聴者：0人
---------------------	--	--------

会議録の開 示・非開示 の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等：)
----------------------	--

庶務担当課	都市整備部都市計画課（内線274）
-------	-------------------